

西日本区ワイスメネット委員会規則

(名称)

第 1 条 この委員会は、西日本区ワイスメネット委員会（以下「本委員会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、西日本区におけるワイスメネット活動を円滑に推進することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本委員会は、西日本区定款施行細則第 15 条第 1 項に基づく常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、西日本区理事によって任命された委員長であるメネット代表（以下「メネット代表」という）及びメネット代表が推薦し、理事が任命した数名の委員によって構成される。

ただし、本委員会委員はメネットまたは女性会員とする。

2. 各部において本委員会との情報伝達・共有のため、連絡員などを置くことが望ましい。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただしメネット代表については連続4期、委員については連続6期までの再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(職務)

第6条 本委員会は次の働きを行う。

① 西日本区におけるメネット相互の親睦推進。

上記を行うために西日本区メネットアワーを開催し、各部で開催されるメネットの集いを支援する。

② 国際協会が取り組むメネット国際プロジェクトへの協力ならびに西日本区における啓発。

③ クラブや部のメネットから提案のあった活動は地域奉仕・環境事業との協働で支援する。

④ その他、理事の指示する事項。

(付則)

第7条 この規則に定めない事項は、本委員会によって協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を得ることにより、改正または廃止することが出来る。

2022年4月2日 制定 2022年7月1日 施行